

電気事業法の遵守について（厳重注意）

令和4年12月23日

関東東北産業保安監督部東北支部

関東東北産業保安監督部東北支部（以下「当支部」）は、有限会社アズミノ（法人番号 3110002032622）に対し、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に係る「電気設備に関する技術基準を定める省令」への適合に関して、本日、厳重注意を行いましたのでお知らせします。

1. 本事案の経緯

当支部は、令和4年4月7日に有限会社アズミノに対し、丸新ビル（新潟県十日町市）における電気事業法第107条第4項の規定による立入検査を実施しました。

その結果、以下の不備事項を確認したため、改善し報告書の提出を求めているところですが「改善終了報告書」の提出がなく、改善が図られていないと認められるので、本日、厳重注意するとともに、改善し報告するよう改めて指示しました。

（不備事項）

- ① 絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの重量割合が0.5パーセントを超える電気機械器具が電路に施設されており、電気事業法第39条に基づく「電気設備に関する技術基準を定める省令」（平成9年3月27日通商産業省令第52条）第19条第14項に適合していない

2. 今後の対応

当支部は、適切に改善し履行されているかを確認、指導することとします。

（本件に関する問合せ先）

関東東北産業保安監督部東北支部 電力安全課

課長：渡邊 担当：菊池、志田

電話：022-221-4952（直通）